平成２６年（フ）第７１号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田1984番地１
債務者　尾崎　　光
１　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大井　基弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第５４号
長崎県大村市須田ノ木町806番地12
債務者　佐々木達弘
１　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽場尾雅宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１２４６号
北海道余市郡余市町入舟町350番地24
債務者　山中　富男
１　決定年月日時　平成27年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　　智
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６号
北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の46
債務者　横田　　猛
１　決定年月日時　平成27年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
北海道稚内市中央４丁目８番23号
債務者　佐賀　雄策
１　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　万字　　達
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３５号
北海道空知郡奈井江町字茶志内1779番地32みのり団地９棟２号
債務者　松下　リカ
１　決定年月日時　平成27年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
北海道滝川市東町４丁目１番17―1403号　東町団地１号棟
債務者　佐々木則子
１　決定年月日時　平成27年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
北海道室蘭市中島町１丁目26番４―612号
債務者　木田　範子
１　決定年月日時　平成27年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
北海道帯広市上清川町西３線170番地
債務者　蓑島　孝子
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
千葉県松戸市上本郷2252番地　ナベシンビル401号
債務者　唐津　智美（旧姓白石）
１　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６８号
静岡県富士市鈴川西町３番８―302号　プライムステージ鈴川
債務者　西川　香苗（旧姓脇園）
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１８５号
愛知県一宮市浅野字青石23番地３　県営浅野住宅１棟504号
債務者　谷口　弦輝
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８６号
愛知県一宮市木曽川町黒田字山１番地２　第６日置ビル409号
債務者　岩田　清光
１　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９３号
愛知県稲沢市松下２丁目12番27―301号
債務者　五十嵐夕子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０６号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地39棟206号
債務者　高橋　加奈
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０８号
愛知県一宮市北今字地蔵跡30番地　野田会館102号
債務者　ＴＯＭＯＭＩ建装こと　吉原　健一
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０９号
愛知県一宮市北今字地蔵跡30番地　野田会館102号
債務者　吉原　久枝
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部